

# 「平成26年度 国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金」のしおり

国立市

国立市では、「国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金交付要綱」に基づき、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、2種類の補助金制度を設けております。下記の内容をよくお読みいただき、申請手続きをしてください。また、このしおりは申請後も大切に保管してください。

## 1. 対象

次の要件を満たす幼児を私立幼稚園等に在籍させ、かつ保育料等を納入している保護者

- ★ 住所要件：平成26年4月1日以降、国立市に住民登録のある、またはあった幼児
- ★ 年齢要件：平成20年4月2日～平成23年4月1日の間に生まれた者(3・4・5歳児)  
平成23年4月2日～平成24年4月1日の間に生まれた者のうち満3歳に達した者(満3歳児)

## 2. 申請方法

### ● 1次受付（幼稚園経由）

6月中旬…幼稚園から申請書配布。

7月中旬…申請書に必要事項を記入・押印の上(添付書類の必要な方は当該書類も添付)、在籍幼稚園等の指示に従って幼稚園に提出してください。

### ● 2次受付（個人直接）

途中入園、転入等で1次受付に間に合わず個人申請となる方は、申請書に必要事項を記入・押印の上(添付書類の必要な方は当該書類も添付)、国立市役所保育・幼稚園係までご提出ください。

なお、補助金の申請・変更の届出は平成27年3月31日をもって締め切りとなりますので、ご注意ください。

## 3. 申請書類

【必須】…1世帯につき1枚提出してください。

### ● 『平成26年度国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金交付申請書』

【平成26年1月1日現在の住所が国立市外の方】

対象者	添付書類
平成26年1月1日現在の住所が国内の方 (右記の書類どちらか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 『平成26年度区市町村民税課税証明書』 平成26年1月1日の居住地で発行できます</li> <li>● 『平成26年度区市町村民税・都民税特別徴収税額の通知書』 平成26年6月頃に勤務先から配布されます</li> </ul>
平成26年1月1日現在の住所が国外の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外での所得の証明書 あらかじめ保育・幼稚園係担当までご連絡ください。</li> </ul>

※課税証明書は、所得のある方全員分必要です。

※父母のいずれか一方を「控除対象配偶者」としている場合は、「控除対象配偶者」分の証明書は不要です。

※課税証明書を区市町村に申請する際は、「扶養親族(控除)数」「控除対象配偶者の有無」が記載されるよう依頼してください。

【その他】…世帯の状況に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

#### 4. 補助金の種類及び金額

この補助金制度は、平成26年度区市町村民税の課税状況により、保護者負担額(当該年度に保護者が納入した保育料及び入園料)の範囲内で、各補助金を交付します。

注) 小学校3年生以下のお子さんを対象として第1子、第2子以降と数えます。

##### 【園児保護者負担軽減補助金】

私立幼稚園等(幼稚園類似施設の幼児施設含む)に在籍している幼児のために、保育料等を納入した保護者に対して、月を単位に交付する補助金です。東京都が保護者の所得に応じて定める補助金額と、国立市が定める補助金額(園児1人につき第1子3,100円[月額]、第2子以降3,300円[月額])を合算して交付します。

世帯区分	補助金(限度額:月額)
生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯又は区市町村民税所得割額非課税世帯	第1子 9,300円、第2子以降 9,500円
区市町村民税所得割額が区分aの世帯	第1子 7,600円、第2子以降 9,500円
区市町村民税所得割額が区分bの世帯	第1子 6,600円、第2子以降 8,900円
区市町村民税所得割額が区分cの世帯	第1子 5,500円、第2子以降 8,300円
区市町村民税所得割額が区分dの世帯	第1子 3,100円、第2子以降 3,300円
国立市長認定の幼稚園類似施設在籍幼児の世帯	第1子 3,100円、第2子以降 3,300円

##### 【就園奨励費補助金】

私立幼稚園(特別支援学校幼稚部を除く)に在籍している幼児のために、保育料等を納入した保護者に対して、年を単位に交付する補助金です。国によって定められた所得基準額に応じて、補助金を交付します。なお、幼稚園類似施設に在園している幼児の保護者は、就園奨励費補助金の対象とはなりません。

世帯区分	補助金(限度額:年額)				
	【小学校1年生~3年生の】 兄・姉がいない場合			【小学校1年生~3年生の】 兄・姉がいる場合	
	第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
区市町村民税非課税世帯又は区市町村民税所得割額非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円	253,000円	308,000円
区市町村民税所得割額が区分aの世帯	115,200円	211,000円	308,000円	211,000円	308,000円
区市町村民税所得割額が区分bの世帯	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円
区市町村民税所得割額が区分c・dの世帯	支給なし	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円

年度途中で幼稚園を入園・退園した場合または住民票に異動があった場合は、月割りで算定。

## 【区分世帯早見表】

19歳未満の扶養親族の数	16歳未満 H10.1.2以降 H26.1.1生まれ	16歳以上 19歳未満 H7.1.2以降 H10.1.1生まれ	基準額 区市町村民税所得割課税額	区分
1人	1人	0人	55,800円以下（非課税を含まない）	a
			55,801円から191,400円以下	b
			191,401円から236,500円以下	c
			236,501円以上	d
2人	1人	1人	66,900円以下（非課税を含まない）	a
			66,901円から198,600円以下	b
			198,601円から243,700円以下	c
			243,701円以上	d
2人	2人	0人	77,100円以下（非課税を含まない）	a
			77,101円から211,200円以下	b
			211,201円から256,300円以下	c
			256,301円以上	d
3人	1人	2人	78,000円以下（非課税を含まない）	a
			78,001円から205,800円以下	b
			205,801円から250,900円以下	c
			250,901円以上	d
3人	2人	1人	88,200円以下（非課税を含まない）	a
			88,201円から218,400円以下	b
			218,401円から263,500円以下	c
			263,501円以上	d
3人	3人	0人	98,400円以下（非課税を含まない）	a
			98,401円から231,000円以下	b
			231,001円から276,100円以下	c
			276,101円以上	d
4人以上	区市町村民税所得割課税額34,500円に、16歳未満の人数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に11,100円を乗じて得た額を加えた額より小さい額		a	
	171,600円に、16歳未満の人数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に7,200円を乗じて得た額を加えた額		b	
	216,700円に、16歳未満の人数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に7,200円を乗じて得た額を加えた額		c	
	上記c区分を超える額		d	

世帯員中2人以上の方に所得がある場合は、その合計した区市町村民税額が算定基準となります。

- 
- ・幼児と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者
  - ・税法上、幼児を扶養している父母以外の者
  - ・入園料及び保育料を納入している父母以外の者

### 区市町村民税額の確認のしかた（参考）

- ・給与所得者(サラリーマン等)の方  
→ 勤務先より配布される「平成26年度市(区・町・村)民税・都民税特別徴収税額の通知書」の「市(区・町・村)民税」の「所得割額」と「均等割額」を確認してください。
- ・事業所得者(自営業者等)の方  
→ 各区市町村の課税担当課から送付される「平成26年度市(区・町・村)民税・都民税納税通知書」の「市(区・町・村)民税」の「所得割額」を確認してください。
- ・税額控除の注意  
→ 「市(区・町・村)民税」の「所得割額」は、税額控除(住宅借入金等特別税額控除等)適用前の額とします。

## 5. 補助金算定例

**例1** 幼稚園年長、小学1年生、小学3年生の3人の子どもがいる  
区市町村民税所得割課税額が220,000円の世帯の場合。

①「16歳未満3人」・「16歳以上19歳未満0人」の行をご覧ください。

区分a 98,400円

区分b 231,000円

区分c 276,100円

②園児保護者負担軽減補助金は、「区分b以下の世帯」「第2子以降」が適用となり、補助額は月額8,900円となります。

③就園奨励費補助金は、「小学校1年生から3年生の兄・姉がいる」「第3子以降」「区分b以下の世帯」が適用となり、補助額は年間308,000円となります。

**例2** 幼稚園年長、高校2年生の2人の子どもがいる

区市町村民税所得割課税額が220,000円の世帯の場合。

①「16歳未満1人」・「16歳以上19歳未満1人」の行をご覧ください。

区分a 66,900円

区分b 198,600円

区分c 243,700円

②園児保護者負担軽減補助金は、「区分c以下の世帯」「第1子」が適用となり、補助額は月額5,500円となります。

③就園奨励費補助金は、「小学校1年生から3年生の兄・姉がいない」「第1子」「区分bを超える世帯」が適用となり、支給対象外となります。

## 6. 交付時期

【園児保護者負担軽減補助金】	前期分 (平成26年4月～平成26年9月)	平成26年10月31日交付予定
	後期分 (平成26年10月～平成27年3月)	平成27年3月31日交付予定
【就園奨励費補助金】	平成27年1月30日交付予定	

※ 交付時期は予定になりますので、若干ずれる可能性があります。

## 7. その他

- ☆ 未申告等により住民税課税(非課税)の決定がなされていない方は、補助金の対象となりません。必ず申告をしてから申請してください。
- ☆ 書類提出後に、修正申告等により、住民税の税額変更があった場合、年度途中で幼稚園等を退園・休園した場合、住所・家族構成に変更があった場合など、提出した書類の内容が変わる事実が発生した場合は、必ず下記担当へご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、補助金交付後に返還をお願いすることがあります。
- ☆ 電話での課税額確認・振込金額等の確認は、個人情報保護のためお受けできません。

### 担当・問い合わせ先

国立市 子ども家庭部 児童青少年課 保育・幼稚園係 (市役所庁舎1階)  
〒186-8501 東京都国立市富士見台2丁目47番地の1  
TEL: 042-576-2111 (内線) 139・406